

令和4年度第3回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和4年9月12日（月）

午前9：30～10：35

場所：箕面市立市民会館2階大会議室2

日程第1 諮問事項について

箕面市個人情報保護条例の全部改正について

【担当：総務部総務室】

【概要】

令和5年4月から改正個人情報保護法が地方公共団体へ適用されることを受け、箕面市個人情報条例を全部改正し、法の委任に基づく（仮称）個人情報保護法施行条例を新たに制定する。

よって、個人情報保護条例第22条の規定に基づき、諮問するものである。

【質疑応答】

委：「条例要配慮個人情報」について、条例には定めないとのことだが、改正法上「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定めることができる。」とある。そういった事情はないという判断でよいか。

市：その通りである。また、改正法で定めている要配慮個人情報の定義と、現行条例で定めているセンシティブ情報の定義はほぼ同じであり、定義が緩くなる等の懸念は無いと判断している。

委：今後そういった情報を保有することがあった場合でも、定める予定はないのか。

市：今後定める必要性が生じた場合は、条例改正で対応する予定である。

委：改正法では個人情報の収集制限に関する規定がないとのことだが、問題は無いのか。

市：収集に関する規定はないが、保有に関する制限（改正法第61条）として、「法令に定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り保有可能である」と定められているため、個人情報が利用目的を大きく超えて収集及び保有される危険性はないと判断している。

委：今後のスケジュールについて、令和5年1月頃の諮問②は何を諮問するの

か。

市：安全管理措置の作成や団体内部の手続的事項の設定など、法令やガイドラインに従った運用ルールの細則についての方向性を諮問する予定である。

委：本審議の後に議会へ条例改正案を提出するようだが、今回の諮問ではどういった内容を審議し答申するのか。

市：改正法の概要や変更点を踏まえ、本市の条例改正骨子案をご説明し、その方向性が妥当であるかどうかをお諮りするもの。条例案などの制度に関しては議会で審議する。

委：資料内の個人識別符号とは、マイナンバーの符号のことか。

市：マイナンバーの符号ではない。個人識別符号とは、「生体識別符号」と「個人に発行されるカードその他の書類に記載されるものなどで政令で定めるもの」とされており、例えば指紋や指静脈、住民票コードなどでマイナンバーも含まれる。

委：「安全管理措置に関する指針」とは、具体的にどの組織（機関）のどの文書を指すのか？

市：個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」内において参考として示したものである。この指針をもとに本市の安全管理措置を定める予定である。

委：「個別の事案においては個人情報保護委員会に助言を求めることができる」とある。従来であれば、審議会への諮問案件として気軽に総務室へ相談できていたものが、担当課が直接個人情報保護委員会へ助言を求めるとなるとハードルが少し上がるように感じる。その点を踏まえ、個人情報保護委員会への照会フローはどのようなものか。

市：詳細は未定であるが、従来と変わらず、総務室の相談機能は残す方向で検討している。担当課が、個人情報保護委員会へ直接問い合わせることは想定しておらず、問い合わせる場合は、総務室から個人情報保護委員会へ所定の様式を利用し、メールで問い合わせるフローを想定している。

委：「個人情報ファイル簿を整備する」とあるが、このファイルの実態はどのようなものか。

市：個人情報ファイルとは、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したものであって、電子媒体、手作業用紙媒体の両方を指す。

また、その個人情報ファイルを管理し公表する様式が個人情報ファイル簿である。改正法施行前に作成・公表する必要があるため、全庁照会のうえ、取りまとめ、市ホームページ等で公表する流れとなる予定である。

委：改正法において「電算処理等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることはできない」とされている一方、新条例には「団体内部の手続的事項を諮問する」旨を規定するとある。「類型的案件」と「団

体内部の手続き的事項」をどのように区分けしているのか。

市：現行条例において諮問をしている事項（個人情報の収集・目的外利用・外部提供及びオンライン結合等）が「典型的案件」となり、改正法では個別案件ごとに審議会へ諮問することは許容されないため、諮問事項として条例で定めることはできない。一方、個別案件ではなく、安全管理措置の内容や、目的外利用等に関するチェック体制などにあげられる「運用ルールにかかる細則」を「団体内部の手続き的事項」と判断しているため、諮問できる旨を新条例に定める予定。

また、従前諮問していた「保有個人情報の電算処理」等については、情報管理部門と調整のうえ、審議会が担っていた機能を改正法施行後も継続できるよう検討していく予定である。

委：従来から諮問していた特定個人情報保護評価書（PIA）の第三者点検は今後どうなるのか。諮問事項に定めることが許容されるのか。

市：諮問事項に定めることは可能だが、定めるかどうかは検討中である。

委：改正法では、遺族は故人の情報を開示請求できない。一方、今後の市の検討事項として「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いについて検討する」とあるが、こういったことを検討するのか。

市：改正法では死者に関する情報は個人情報に含まれないため、その取扱いについて定めることができないとされているが、「個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられない」と国からのFAQで示された。近隣他市町村の動向も踏まえ、方向性を含め現在検討しているところである。

委：開示請求に係る手数料について、改正法では「実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納める」とある。新条例では実費と手数料を分けて定めるようだが、認識がちがうのではないか。

市：条例への規定方法は法務部門と調整する。

<意見>

委：箕面市は、他市と比べても、個人情報保護にかかる市独自の取組を積極的に行ってきた経緯がある。そういった面は、新体制になったあとの運営にも生かしていけるよう検討いただきたい。また、改正法適用後は、諮問事項が減っていくこととなるが、審議会のチェック機能を継続し市民への報告の場をもつことは、個人情報保護・情報公開両方の観点から必要かと思われる。個人情報保護制度の運用状況等の報告なども引き続き取り組んでほしい。また、運用ルールは、制度開始後速やかに設定すること。

市：承知した。

委：同意見である。他市の状況からも、おおかた同じような方向性であり、妥当と判断する。

【答申】

適切であると判断する。

付帯意見：改正法施行後の新しい制度においても、従来から運営している個人情報保護制度にかかる箕面市独自の取組みについて、その運営に生かせるよう検討すること。